

現行	改定案	備考																														
<p>第3編 宅地造成技術基準～設計編～ 第2章 地盤に関する基準 第1節 切土又は盛土に関する基準</p> <p>1 適用範囲 (略) 2 地盤(令第5条第1号) (略) 3 切土(令第5条第2号、令第6条第1項第1号)</p> <p>(1) <u>切土法面の勾配は、土質に応じ、次の表によること。ただし、土質試験に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが明らかになった場合は、この限りでない。</u></p> <table border="1" data-bbox="175 606 1219 913"> <thead> <tr> <th>(あ)</th> <th>(い)</th> <th>(う)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土質 法面の高さ</td> <td>5メートル超</td> <td>5メートル以下</td> </tr> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1 擁壁の設置を要しない切土法面の勾配</p> <p>(2) 高さが5メートルを超える切土法面が生ずるときは、高さ5メートル以内ごとに幅1.2メートル以上の小段(下段の法と反対方向に地表水が流れるように勾配をとること。)を設け、各々の法の下端に排水施設を設置すること。</p> <p>(1) 地盤調査の結果、表1(あ)欄に掲げる土質であることが確認できた場合、切土法面の角度が表1(い)欄の角度以下であれば、一体の崖において高さに制限なく擁壁を設置しない切土法面とすることができ、表1(い)欄の角度を超え(う)欄の角度以下であれば、一体の崖の上端から高さ5mまで擁壁を設置しない切土法面とすることができます。</p> <p>表1中「軟岩」とは、岩石を硬度によって硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって通常堆積岩(水成岩)、変成岩の大部分がこれに該当し、一般的には、頁岩(泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの)、凝灰岩(大谷石)等がこれに当たるものと考えられます。また、「風化の著しい岩」とは、一般的に砂岩、石灰岩などをいい、「その他これらに類するもの」とは、切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること、すなわち土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同程度のものをいいます。</p> <p><u>ただし書の「地盤の安定計算」は、円弧すべりを想定して、繰り返し計算を行ったものの中で最小の安全率が常時で1.5かつ大地震時で1.0を下回らないことを確かめることとします。この場合は、切土の崖となるべき土地付近の適切な位置でボーリング調査等の原位置試験を行い切土の崖の設計に必要な深さまでの各地層の厚さを調べること、各地層の土の試料を採取してそれらの諸定数を求める土質試験を行うこと及び地下水の水位、間隙水圧その他の状況を調べる必要となります。</u></p> <p><u>なお、安定計算に際しては、切土地盤の土質の不均質さ及び風化浸食による急激な強度低下のおそれを考慮して、土質諸定数の設定等、慎重に調査及び検討を行ってください。</u></p>	(あ)	(い)	(う)	土質 法面の高さ	5メートル超	5メートル以下	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度	<p>第3編 宅地造成技術基準～設計編～ 第2章 地盤に関する基準 第1節 切土又は盛土に関する基準</p> <p>1 適用範囲 (略) 2 地盤(令第5条第1号) (略) 3 切土(令第5条第2号、令第6条第1項第1号)</p> <p>(1) <u>擁壁を設置しない切土崖面は、次のいずれかによるものとする。</u> ア 切土崖面の勾配が、土質に応じ、次の表による崖面</p> <table border="1" data-bbox="1445 606 2490 913"> <thead> <tr> <th>(あ)</th> <th>(い)</th> <th>(う)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土質 崖面の高さ</td> <td>5メートル超</td> <td>5メートル以下</td> </tr> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1 擁壁の設置を要しない切土崖面の勾配</p> <p><u>イ 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面(勾配が80度以下のものに限る。)</u></p> <p>(2) 高さが5メートルを超える切土法面が生ずるときは、高さ5メートル以内ごとに幅1.2メートル以上の小段(下段の法と反対方向に地表水が流れるように勾配をとること。)を設け、各々の法の下端に排水施設を設置すること。</p> <p>(1) <u>擁壁を設置しない切土崖面については、令第6条第1項第1号に規定されています。</u> ア 地盤調査の結果、表1(あ)欄に掲げる土質であることが確認できた場合、切土崖面の角度が表1(い)欄の角度以下であれば、一体の崖において高さに制限なく擁壁を設置しない切土崖面とすることができ、表1(い)欄の角度を超え(う)欄の角度以下であれば、一体の崖の上端から高さ5mまで擁壁を設置しない切土崖面とすることができます。</p> <p>表1中「軟岩」とは、岩石を硬度によって硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって通常堆積岩(水成岩)、変成岩の大部分がこれに該当し、一般的には、頁岩(泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの)、凝灰岩(大谷石)等がこれに当たるものと考えられます。また、「風化の著しい岩」とは、一般的に砂岩、石灰岩などをいい、「その他これらに類するもの」とは、切土崖面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること、すなわち土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同程度のものをいいます。</p> <p><u>イ 「地盤の安定計算」は、円弧すべりを想定して、繰り返し計算を行ったものの中で最小の安全率が常時で1.5かつ大地震時で1.0を下回らないことを確かめることとします。この場合は、崖の上部及び下部並びにその他崖の地層構成が把握できる適切な箇所</u>でボーリング調査等の原位置試験を行い切土の崖の設計に必要な深さまでの各地層の厚さを調べること、各地層の土の試料を採取してそれらの諸定数を求める土質試験を行うこと及び地下水の水位、間隙水圧その他の状況を調べる必要となります。</p> <p><u>なお、安定計算により切土崖面に擁壁を設置しない場合、法面保護工法の検討にあたっては、地盤の土質の不均質さや崖内部における節理等の把握が困難であることを考慮し、ロックボルト又はグ</u></p>	(あ)	(い)	(う)	土質 崖面の高さ	5メートル超	5メートル以下	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度	<p>政令第1条第2項による「崖」の用語の適用箇所を明確にするもの。</p> <p>第3項(1)の本文を、ア、イに分けて記載するもの。</p> <p>また、風化や浸食を抑制する法面保護工の施工性を考慮し、安定計算をした結果擁壁設置が必要でない場合に、勾配の上限を80度とすることを審査基準として定めるもの。</p> <p>根拠となる政令を記載。</p> <p>地盤調査について、より精度を高めるため具体的な実施箇所を定めるもの。</p> <p>崖の安定化のために必要な措置を行</p>
(あ)	(い)	(う)																														
土質 法面の高さ	5メートル超	5メートル以下																														
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度																														
風化の著しい岩	40度	50度																														
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度																														
(あ)	(い)	(う)																														
土質 崖面の高さ	5メートル超	5メートル以下																														
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度																														
風化の著しい岩	40度	50度																														
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度																														

現行	改定案	備考
<p>(2) (略)</p> <p>4 盛土（令第5条第3号及び第4号、令第6条第1項第1号）</p> <p>(1) 盛土法面の勾配は、盛土の材料、土質にかかわらず、30度以下とすること。</p> <p>(2) 高さが3メートルを超える盛土法面が生ずるときは、高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段（下段の法と反対方向に流れるように勾配をとること。）を設け、各々の法の下端に排水施設を設置すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(1) 盛土法面は雨水等の影響による安定性の低下等が考えられることから、崖とはならない30°を上限とします。</p> <p>(2) 盛土地盤は地山に比べて粘着力が乏しい場合が多いため、災害防止上の観点から、高さが3mを超える場合に小段を設けることとし、盛土法面全体の高さが15mを超える場合には、高さ15m以内ごとに3m以上の幅広の小段を設けるものとします。</p> <p>参考図3 (図略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2節 軟弱地盤対策に関する基準 (略)</p> <p>第3章 擁壁に関する基準 第1節 共通基準</p> <p>1 適用範囲 (略)</p> <p>2 擁壁の構造（令第6条第1項第2号） (略)</p> <p>3 伸縮目地 (略)</p> <p>4 擁壁の水抜穴（令第10条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 透水層は、「擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所」として、擁壁の地上部分の裏面全面に設けることとします。<u>また、厚さは、</u>背面土圧の軽減及び有効排水の観点から300mm以上確保することとします。</p> <p>透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、<u>砕石等としますが、コンクリート破砕材等で構成さ</u></p>	<p><u>ラウンドアンカーを用いるなど切土崖面の安定化を図ってください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 盛土（令第5条第3号及び第4号、令第6条第1項第1号）</p> <p>(1) 盛土法面の勾配は、盛土の材料、土質にかかわらず、30度以下とすること。</p> <p>(2) <u>盛土法面は原則として、芝張、モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工又は法面緑化工法により当該法面を保護すること。</u></p> <p>(3) 高さが3メートルを超える盛土法面が生ずるときは、高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段（下段の法と反対方向に流れるように勾配をとること。）を設け、各々の法の下端に排水施設を設置すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) 盛土法面は雨水等の影響による安定性の低下等が考えられることから、崖とはならない30°を上限とします。</p> <p>(2) <u>盛土法面は、雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑り等が生じないように、当該法面を保護することとします。ただし、当該法面の高さが低い又は勾配が緩い場合など、地表水等による法面の崩壊等のおそれがない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(3) 盛土地盤は地山に比べて粘着力が乏しい場合が多いため、災害防止上の観点から、高さが3mを超える場合に小段を設けることとし、盛土法面全体の高さが15mを超える場合には、高さ15m以内ごとに3m以上の幅広の小段を設けるものとします。</p> <p>参考図3 (図略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2節 軟弱地盤対策に関する基準 (略)</p> <p>第3章 擁壁に関する基準 第1節 共通基準</p> <p>1 適用範囲 (略)</p> <p>2 擁壁の構造（令第6条第1項第2号） (略)</p> <p>3 伸縮目地 (略)</p> <p>4 擁壁の水抜穴（令第10条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 透水層は、「擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所」として、擁壁の地上部分の裏面全面に設けることとします。<u>透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。</u></p> <p><u>「砂利等」を透水層とする場合は、</u>背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、<u>厚さを300mm以上確保</u>することとします。<u>また、</u>透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、<u>クラッシュラン又は粒度</u></p>	<p>うことを追加するもの。</p> <p>法面保護工を政令第5条第3号の「その他の措置」と位置づけ、盛土法面の保護を原則とすること及び具体的な工法を審査基準として定めるもの。</p> <p>第4項(2)の例外に該当する要件を定めるもの。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 透水層は、「擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所」として、擁壁の地上部分の裏面全面に設けることとします。<u>また、厚さは、</u>背面土圧の軽減及び有効排水の観点から300mm以上確保することとします。</p> <p>透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、<u>砕石等としますが、コンクリート破砕材等で構成さ</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 透水層は、「擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所」として、擁壁の地上部分の裏面全面に設けることとします。<u>透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。</u></p> <p><u>「砂利等」を透水層とする場合は、</u>背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、<u>厚さを300mm以上確保</u>することとします。<u>また、</u>透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、<u>クラッシュラン又は粒度</u></p>	<p>透水マットを透水層に使用できることを明記するもの。再生砕石について、</p>

現行	改定案	備考								
<p><u>れる再生クラッシュランであっても、強度及び耐久性について信用性のあるもの（RM-40等）であれば、鉄筋コンクリート造擁壁の場合に限り、使用してもよいこととします。また、石油系素材を用いた「透水マット」については、高さ5m以下の鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁に限り、その特性に応じた適切な使用方法による場合には使用できます。この場合、透水マットの使用に当たっては「擁壁用透水マット技術マニュアル」及び擁壁用透水マット協会の仕様に従うこととします。</u></p> <p>なお、「止水コンクリート」は、擁壁背面の水分を水抜穴から排出できるよう透水層の厚さ以上の幅とし、かつ破損等がないよう厚さを50mm以上とします。</p> <p>(参考図5) (図略)</p> <p>5 隅角部の補強 (略)</p> <p>6 擁壁の基礎</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、砕石等 <u>(再生材は不可)</u> を敷設し、十分に転圧することとします。</p> <p>7～12 (略)</p>	<p><u>調整砕石による</u> こととし、<u>再生材は使用できません。</u></p> <p>石油系素材を用いた「透水マット」を<u>透水層とする場合は</u>、高さ5m以下の鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁に限り、<u>「擁壁用透水マット技術マニュアル」(公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会)</u> (以下「擁壁用透水マット技術マニュアル」といいます。) 及び「擁壁用透水マット設計・施工要領【神奈川県仕様】」に基づく材料の使用や施工方法が可能な場合には使用できます。この場合において、<u>擁壁のコンクリートのレイタンスの除去及び背面からの接着等を要するため、申請区域の境界から擁壁の背面まで適切に施工が可能な離隔距離をとる必要があります。</u></p> <p>なお、「止水コンクリート」は、擁壁背面の水分を水抜穴から排出できるよう透水層の厚さ以上の幅とし、かつ破損等がないよう厚さを50mm以上とします。</p> <p>(参考図5) (図略)</p> <p>5 隅角部の補強 (略)</p> <p>6 擁壁の基礎</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、砕石等を敷設し、十分に転圧することとします。</p> <p><u>なお、コンクリート破砕材等で構成される再生クラッシュランであっても、強度及び耐久性について信用性のあるもの（RM-40等）であれば、使用してもよいこととします。</u></p> <p>7～12 (略)</p>	<p>保水時にセメント成分が固化する可能性を考慮し、擁壁の透水層への使用を認めないことを定めるもの。</p> <p>また、透水層に透水マットを用いる場合の、適切な使用方法の根拠及び施工時の留意事項を追加するもの。</p> <p>強度・耐久性に信用性のある再生砕石については、擁壁の基礎底面下の使用を認めることを定めるもの。</p>								
<p>第4章 崖面の保護に関する基準</p> <p>1 適用範囲 (略)</p> <p>2 崖面の保護 (令第12条)</p> <p>(1) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われる場合を除く。）は、法面保護工で保護すること。</p> <p>(2) 前号の法面保護工は、<u>法面緑化工によるよう努めること。</u></p> <p>(1) 風化、雨水その他の地表水の表流等による侵食から崖面を保護するためには、法面保護工をほどこして、崖面の安定を図らなければなりません。また、湧水がある場合や、浸透水の集中するおそれのある場所等には、あわせて、崖面に排水施設を設置しなければなりません。</p> <p>この規定による法面保護工は、本来土圧の働く箇所に設置するものではないことから、その後の状況の変化に応じ、土圧が生じるような場合はこれに対応した対策を講じなければなりません。このことから、表1（第2章第1節「3 切土」参照）の勾配を超える切土の崖面で高さが1mを超えるものは、土</p>	<p>第4章 崖面の保護に関する基準</p> <p>1 適用範囲 (略)</p> <p>2 崖面の保護 (令第12条)</p> <p>(1) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われる場合を除く。）は、法面保護工で保護すること。</p> <p>(2) 前号の法面保護工は、<u>原則として、当該崖面の勾配に応じ、次の表のとおりとすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1418 1415 2585 1692"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 1415 1596 1482">崖面の勾配</th> <th data-bbox="1596 1415 2585 1482">法面保護工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 1482 1596 1549">80度以下</td> <td data-bbox="1596 1482 2585 1549">コンクリート吹き付け工、法枠工、コンクリート張工</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1549 1596 1617">50度以下</td> <td data-bbox="1596 1549 2585 1617">モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1617 1596 1692">45度以下</td> <td data-bbox="1596 1617 2585 1692">芝張、モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工、法面緑化工法</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表8 土質及び崖面の勾配に応じた法面保護工</p> <p>(1) 風化、雨水その他の地表水の表流等による侵食から崖面を保護するためには、法面保護工をほどこして、崖面の安定を図らなければなりません。また、湧水がある場合や、浸透水の集中するおそれのある場所等には、あわせて、崖面に排水施設を設置しなければなりません。</p> <p>この規定による法面保護工は、本来土圧の働く箇所に設置するものではないことから、その後の状況の変化に応じ、土圧が生じるような場合はこれに対応した対策を講じなければなりません。このことから、表1（第2章第1節「3 切土」参照）の勾配を超える切土の崖面で高さが1mを超えるものは、土</p>	崖面の勾配	法面保護工	80度以下	コンクリート吹き付け工、法枠工、コンクリート張工	50度以下	モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工	45度以下	芝張、モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工、法面緑化工法	<p>各法面保護工法の特徴を踏まえ、崖面の勾配に応じた工法を審査基準として定めるもの。</p>
崖面の勾配	法面保護工									
80度以下	コンクリート吹き付け工、法枠工、コンクリート張工									
50度以下	モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工									
45度以下	芝張、モルタル吹き付け工、コンクリート吹き付け工、法枠工、法面緑化工法									

現行	改定案	備考
<p>圧の生じる<u>恐れ</u>が大きい崖面として、法面保護工ではなく擁壁によって覆うこととします。</p> <p>(2) <u>法面保護工には、緑化工や構造物による法面保護工がありますが、宅地環境緑化の観点から、極力緑化工を導入し、構造物による法面保護工は、土の乏しい岩質部及び日光や雨水の当たらない場所等、緑化施工及び植物の生育の困難な崖面に使用することとしてください。</u></p> <p><u>「緑化工」は、木や草によって早くかつ確実に面的及び立体的に緑化を行い、環境・土地及び景観の保全を図る工法で、大きく保護管理工と植生工と緑化基礎工に、さらに植生工は大きく播種工と植栽工に分けられますが、近年普及が著しい播種工については、土質や併用する他の工法などに応じた工法の選定が必要になります。</u></p> <p><u>なお、構造物による場合</u>は、構造物等それ自体が重量を有するものであるため、剥離・落下等が起こらないように地盤への定着、構造体強度の確保等が必要となります。<u>また、モルタル</u>吹付等表面を耐水材料で覆う工法は、軟岩（風化の著しいものを除く。）における経年劣化・風化の防止に効果的ですが、設置にあたっては地下水を有効に排除できるように水抜穴等必要な措置を講じなければなりません。</p> <p><u>工法について、詳しくは宅地防災マニュアルを参照してください。</u></p>	<p>土圧の生じる<u>おそれ</u>が大きい崖面として、法面保護工ではなく擁壁によって覆うこととします。</p> <p>(2) <u>崖面は、原則として表8の法面保護工により保護することとします。ただし、建設技術審査証明等（内容について、公的機関である第三者により審査及び証明がされたもの）を取得した工法で、当該証明内容に適合していることが確認できる証明書及び適用範囲が示された図書が添付されたものについては、この限りではありません。</u></p> <p><u>このほか、次の事項にも留意し法面保護工の検討を行ってください。</u></p> <p><u>法面緑化工法は、原則として表8のとおり崖面勾配が45°以下の場合に用いることとしますが、崖面にアンカー等で法面保護材を接着する工法（上記の証明書及び適用範囲が示された図書の添付が可能なものに限る。）を用いる際は、崖面勾配が45°を超える場合にも用いることができることとします。</u></p> <p>構造物による<u>工法</u>は、構造物等それ自体が重量を有するものであるため、剥離・落下等が起こらないように、地盤への定着、構造体強度の確保等が必要となります。</p> <p><u>コンクリート</u>吹付等表面を耐水材料で覆う工法は、軟岩（風化の著しいものを除く。）における経年劣化・風化の防止に効果的ですが、設置にあたっては地下水を有効に排除できるように水抜穴等必要な措置を講じなければなりません。</p> <p><u>また、法面保護工の設計については、宅地防災マニュアル、「新・斜面地崩壊防止工事の設計と実例発行：一般社団法人 全国治水砂防協会」等を参照してください。</u></p>	<p>漢字をかなに修正。</p> <p>第2項(2)の例外に該当する要件を定めるもの。</p> <p>各工法の適用における留意事項を追加するもの。</p> <p>表現の修正。</p> <p>参考文献を追加するもの。</p>

現行	改定案	備考
<p>第4編 宅地造成技術基準～施工編～ 第4章 擁壁に関する基準 1 土工事及び地業工事</p> <p>(1) (略) (2) 割り石及び砂利地業に使用する砕石等は、再生材を使用しないこと。 (3) (略) (4) (略)</p> <p>(1) (略) (2) 割り石及び砂利地業は擁壁の荷重を地盤に伝えるために行われるものですが、擁壁は建築物の地盤を支えるものであり擁壁下部地盤との一体性が求められること及び擁壁は常時水平力を受けることなどから、<u>本市では再生クラッシュランの使用は認められません。</u></p> <p>(3) 均しコンクリート地業は、型枠及び鉄筋の組み立てを行ううえで重要な役割を果たすため、鉄筋コンクリート造擁壁の施工においては必ず実施してください。 (4) (略)</p> <p>2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事（令第9条） (略) 3 鉄筋コンクリート造擁壁工事（令第9条）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) 擁壁背面の裏込め土の埋戻しは、盛土工の場合と同様に、敷均し厚さを30cm以下に管理し、専用の機械を用いて締め固めを行わなければなりません。特に、建築物の敷地となる部分については、建築物の基礎の不同沈下を生じないよう、慎重に施工してください。また、透水層（<u>砕石等、再生クラッシュラン可</u>）についても、隙間が生じて裏込め土が流入しないように注意して施工してください。</p> <p>なお、透水層を透水マットとする場合においては、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（平成3年3月 社団法人建築研究振興会）<u>を参考に、施工要領を作成し、使用条件、取付位置、施工手順及び保管・取扱いに留意して</u>施工し、工事完了時には施工状況報告書（出荷証明書、施工完了報告書及び擁壁用透水マット施工チェックリストを添付）を市長に提出してください。</p>	<p>第4編 宅地造成技術基準～施工編～ 第4章 擁壁に関する基準 1 土工事及び地業工事</p> <p>(1) (略) (2) 割り石及び砂利地業を行うこと。 (3) (略) (4) (略)</p> <p>(1) (略) (2) 割り石及び砂利地業は擁壁の荷重を地盤に伝えるために行われるものですが、擁壁は建築物の地盤を支えるものであり擁壁下部地盤との一体性が求められること及び擁壁は常時水平力を受けることなどから、<u>原則として純粋な砕石等を用いることとしますが、コンクリート破砕材等で構成される再生材であっても、強度及び耐久性について信用性のあるもの（RM-40等）であれば、使用してもよいこととします。</u></p> <p>(3) 均しコンクリート地業は、型枠及び鉄筋の組み立てを行ううえで重要な役割を果たすため、鉄筋コンクリート造擁壁の施工においては必ず実施してください。 (4) (略)</p> <p>2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事（令第9条） (略) 3 鉄筋コンクリート造擁壁工事（令第9条）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) 擁壁背面の裏込め土の埋戻しは、盛土工の場合と同様に、敷均し厚さを30cm以下に管理し、専用の機械を用いて締め固めを行わなければなりません。特に、建築物の敷地となる部分については、建築物の基礎の不同沈下を生じないよう、慎重に施工してください。また、透水層については<u>は</u>、隙間が生じて裏込め土が流入しないように注意して施工してください。</p> <p>なお、透水層を透水マットとする場合においては、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（平成3年3月 社団法人建築研究振興会）<u>及び「擁壁用透水マット設計・施工要領【神奈川県仕様】」に基づき</u>施工し、工事完了時には施工状況報告書（出荷証明書、施工完了報告書及び擁壁用透水マット施工チェックリストを添付）を市長に提出してください。</p>	<p>強度・耐久性に信用性のある再生砕石については、擁壁の基礎底面下の使用を認めること定めるもの。</p> <p>擁壁の透水層に再生砕石の使用を認めないことに伴い括弧書きを削除するもの。</p> <p>擁壁用透水マットの設計・施工時に参照する事項を追加するもの。</p>